

第1回 鶴岡市再犯防止推進協議会 会議概要

- 日 時 令和5年9月20日 午前10時～11時40分
- 会 場 鶴岡市総合保健福祉センター にこ♡ふる 大会議室
- 次 第
 - 1 開会
 - 2 健康福祉部長あいさつ
 - 3 委員長・副委員長選出
 - 4 協議
 - (1) 鶴岡市再犯防止推進計画の骨子案及び策定の推進体制について
 - (2) 施策項目ごとの現状と課題について
 - 5 その他
 - 6 閉会
- 出席委員
小野旬委員、渡辺悠委員、高根裕二委員、田中敦委員、中西真委員、鈴木雄介委員、吉宮茂委員、加賀山博子委員、武田晋輔委員、佐藤重勝委員、高橋麻紀委員、今野良一委員、本間久美子委員、菅原けい子委員 以上14名出席
- 事務局職員
健康福祉部長兼地域包括ケア推進監 佐藤繁義、健康福祉部参事兼福祉課長 佐藤尚子、福祉課長補佐兼生活福祉主査 木島秀明、福祉課地域福祉係係長 白幡瑞穂、福祉課地域福祉係専門員 眞坂英明
- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者の人数 0人

1. 開会 (事務局)

鶴岡市再犯防止推進協議会設置要綱（第5条第2項）の規定により、策定委員会の開会は委員の半数以上の出席が必要とされているが、14名全員の出席により会議が成立していることを報告する。

2. 健康福祉部長あいさつ (事務局)

鶴岡市健康福祉部長 佐藤繁義

3. 委員長・副委員長選出 (事務局)

鶴岡市再犯防止推進協議会設置要綱（第3条第2項）の規定により、協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出することを説明する。

菅原委員から事務局案提案を求める声があり、他委員からの異議なし。

(事務局)

事務局案として、委員長に吉宮茂委員、副委員長に佐藤重勝委員を提案する。

事務局の提案に対し、賛成多数で委員からの承認が得られ、委員長に吉宮茂委員、副委員長に佐藤重勝委員が選任される。

(委員長、副委員長あいさつ)

(事務局)

今後の協議会の進行は、鶴岡市再犯防止推進協議会設置要綱（第5条第1項）の規定により、委員長から会議の議長として進行していただくことを願います。

4. 協議

(1) 鶴岡市再犯防止推進計画の骨子案及び策定の推進体制について

事務局より、配布資料に基づいて説明。

(質疑なし、異議なく決議される)

(2) 施策項目ごとの現状と課題について

(委員長)

資料の事前送付の際に事務局より予告があったように、資料別紙②にある7つの施策項目ごとに各委員から「現状と課題」についてご発言をお願いします。

(委員)

再犯防止推進計画は、罪を犯した人、非行をしてしまった少年たちが社会の中で立ち直りを図り、必要に応じた支援を受けることで再犯を防ぐ、それが地域社会の安全なまちづくりにつなげていくために策定が必要であり、立ち直りを支援することの必要性を市民の皆様に分かっていただくために、まずは国、地方自治体、民間の関係団体・機関の方々が一致団結して取り組んで行くことを意思表示するものでもある。

当事者への支援として、高齢・困窮した方の刑務所再入所者が多いという状況の中で、就労・保健医療などが重要となってくる。

生活支援ではまず住居の確保をしてからの各種支援への橋渡しとなるので、「住居の確保」を明確に計画に入れていただきたい。例えば、公営住宅の優先的な入居が可能かなど。

(委員)

就労、住居の確保については、山形刑務所において社会復帰後の就労に向けた職業訓練の実施や、雇用を希望する事業所と出所者とのマッチングを図るといったことを行っている。

保健医療福祉サービスの利用ということで、当所においては認知機能や身体機能の低下が認められる高齢受刑者の介護予防のための体操やパズルのようなものを実施して対策を実施している。

(委員)

山形地方検察庁では、5年ほど前から「入口支援」を行っている。

入口と出口という言葉分けをしているが、「入口」とは刑務所に入る前の段階で、「出口」とは刑務所に入ってそれから出る段階を意味している。

犯罪白書をみると、再犯に及んだ人は、「居住や就労等の支援は受けたものの、社会的に孤立していた。適切な相談相手がいればやらなかったと思う。」などと述べているとの結果が出ている。

そこで、山形地方検察庁で行っている入口支援は、犯罪を起こした対象者を関係機関へつ

なぐという支援ではなく、対象者の「社会での居場所」及び「人と人とのつながりが絶えないようにする」ということを念頭に再犯防止に取り組んでいる。

入口支援の主な内容は、関係機関（社会福祉協議会、民生委員、町内会長、病院関係者、弁護士等）と集まって行う「ケア会議」と、対象者の家族だけで集まって行う「家族会議」があり、その中で、参加者の方々には、再犯防止に向けた情報を共有し、各人が対象者と関わりを持っている仕事の中で、再犯防止を念頭に置いて、対象者との関わりを持ってもらっている。

山形地方検察庁で行っている過去5年の入口支援の結果、ケア会議や家族会議を行った対象者は、それらを行っていない者に比べて、再犯率が約3分の1となっている。

令和6年4月1日には孤独孤立対策推進法が施行されることになっており、再犯防止のためには孤独孤立を防ぐことが重要であるので、鶴岡市も新たに計画をつくるにあたって、是非とも孤独孤立の防止を前面に掲げて、その上で様々な支援を行っていくというのが、既存の他自治体の再犯防止推進計画との違いになるのではないかと思う。

（委員）

「1. 就労・住居の確保等」「2. 保健医療・福祉サービスの利用促進等」の現状について説明させていただく。山形地検では、令和元年頃から罰金等の略式命令や執行猶予判決を受けた者で、一人暮らしの者、適切な監督者がいない者、虐待事案については支援を希望する者に対して、市役所福祉課や社会福祉協議会などの関係機関に参加いただくケア会議などを実施して、再犯防止に努めてきた。

犯罪へと至った背景に、借金や生活苦などを周囲に相談できる人がいなかった事案など、福祉支援を必要とするケースがあり、社会福祉協議会や市役所など関係機関に参加をいただいております。関係機関に支援を受けながら、再犯させない方策を検討している。

今後の事案についても検察庁でケア会議を実施する際には、市役所や社会福祉協議会などの関係団体の積極的な参加をお願いしたい。

なお場合によっては、ケア会議を実施しても再犯に及ぶ者もおり、見守り体制を整えたり、相談窓口を紹介するなど、本人の意向に沿って支援しても結果として再び罪を犯してしまうケースもある。

また、本人が福祉サービスを希望しないことには、検察庁も積極的に福祉関係機関と連携して再犯防止に取り組むことができず被疑者本人を孤立させてしまうこともあるが、そうした場合であっても、行政機関が相談に乗り助けてくれることを伝え続けていきたい。

（委員）

現状としては、刑務所出所者に対する就労支援事業がどのような形になっているかご紹介させていただく。

公共職業安定所は厚生労働省からの指示により刑務所出所者等就労支援事業ということで、全国のハローワークでこの事業を行っている。

これは以前から法務関係の施設等と連携して進めているが、数が少ないというのが実態である。事業の流れとしては、まず刑務所にハローワークのナビゲーターが伺い、仮出所しようとした時にどこで暮らすか、何をしたらよいかなどの面談を数回行う。出所の目処がついて保護者がつく段階になると、ハローワークが連絡し、保護者と一緒に今後の生活や就労支援について詰めていく。要支援者も初めのうちは、履歴書を書くことと入所期間が空白になってしまうので、管内に25社ほどある協力事業主と連携して、要支援者ごとの希望・能力・資質に沿って求人を開拓を行う。山形県内からの連絡が多いが、他県から来る場合の理由は、高齢の親を面倒見るためというケースと、若い世代に分かれるような印象があり、働き盛りの30～50代ぐらいの方はあまりいなかった。求職活動を進めるうちに心が折れてしまい、いつの間にか知人の伝手で転居してしまっていたりといったことがあった。

実績数は少ないものの、就労に関することであれば、ぜひ連携をさせていただきたいと考えている。

(委員)

再犯防止関係で警察での取組みをご紹介させていただく。

「3. 学校等と連携した修学支援の実施等」に該当すると思われる。

まず1つ目は「2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等」に関わる部分で、ストーカーの行為者を医療機関へつなげる取組みを行っている。ストーカーの行為者には、行為者の悩みがあり、被害者に対する執着心などを和らげ、ストーカー行為の再発防止を図るために医療機関等のカウンセリングや治療などを警察から紹介するというもの。これは行為者側の同意に基づくものであり、行為者の情報を医療機関に提供して、医療機関からその後のカウンセリング等を通じて関わってもらい、その結果なども情報共有するというもの。

先程のストーカーは一例だが、精神障害の方なども警察では一時的にはその行為を中止させたり訪問するといったことはできても、長期的視点で見ると根本的な解決を図るためには医療との連携が必要であると感じている。

2つ目は少年の非行関係について、警察では継続的な補導や立ち直りの支援活動などを行っている。まだ非行までには至ってはいなくとも少し問題のあるお子さんがいる場合は、保護者の同意に基いて警察の専門知識を有した担当職員が定期的に子どもと面談し、生活指導など様々なことを教えるというような活動。非行を犯してしまった場合もその立ち直りの支援が必要というときは専門知識を持った担当の職員が関わりながら、各地域におります少年補導員の方と連携して、例えば農作業体験などをする場合もある。こうした部分で、再犯防止、非行防止のためには地域とのつながりが重要であると感じている。

家庭だけで解決しようとしても難しいので、様々な人と関わって、いろいろなことを経験させるというのが大切であると考え支援している。

また、資料にあるが青少年育成センターの巡回活動とか街頭指導見守りにも、警察と一緒に参加させていただいているので、警察としてはこうした取組みを継続していきたいと考えている。

(委員)

山形県で再犯が多いということは以前から聞いていた。万引きして捕まってもすぐに再犯という話も聞く。人それぞれ必ず何か長所があるはずで、それを引き出せば良い方向に行くのではないかと思う。難しいことではあるが、皆が平和に暮らしていくために再犯は減らさなくてはいけない。

(委員)

「6. 再犯防止に向けた基盤の整備等」ということで、少年院や刑務所から出た時にどこに行っても誰に相談すればよいかわからないという部分があると思う。社会での生きづらさから、再犯するという傾向もあるのではないかと思う。

自分たちが安心して相談できる場所の充実と、それをいかに裁判中の当事者に伝えていくかというのも課題になってくると思う。

(委員)

鶴岡田川地区協力事業主会は平成21年2月に立ち上げ、現在まで3件雇用関係を締結したが、いずれもトラブルがあり退職している。

就労を始めた後も、当事者は自身の前歴を周囲に知られてしまうのではないかと不安に思い、それならばいっそのこと退職した方がよいという思いの方もいる。社会で安心できる場所が見出せず、一般には考えにくいことながら、刑務所に入っている方が不安が少ないと思う人もいるのだろうかとも考えることもある。

数年前から公共職業安定所で、前歴がある方専用相談窓口を設けていただいているが、中々雇用までは至らず、就労意欲が希薄な印象を受ける。我々が面接しても、就労の適正までは把握できず、結果としてすぐ退職ということもある。

就労にあたっての支援の仕方については事業主会でも専門性がないのでどうすればよいかと

話題になる。

こうした厳しい状況もあるが、再犯者の7割強が無職であるということから、なんとか関係機関の協力をいただきながら、1人でも多く雇用締結できるように、頑張っていきたい。

(委員)

地域生活定着支援センターでは、本来福祉の支援を受けていれば犯罪を犯さずに済んだかもしれない方が福祉の支援につなぐための、入口支援・出口支援両方を行っている。

まず一番に取り掛かるのは住まいの確保についてであり、幸いにして鶴岡市では居住支援協議会がすでに設置されていて、理解ある不動産業者の方々にも支援する上で協力いただいているので、今回の計画策定によりこの流れがさらに広がるとよいと思う。

住まいを確保した後に、その方が必要とする福祉、医療などの支援を調整していくことになるが、関係機関等で合同支援会議を開き、顔の見える関係性づくりも行っている。

地域生活定着支援センターは県内を対象としているものの、事務所が山形市にある関係から事務所から離れた地域のフォローアップ支援が十分ではなく、こうした部分を地域で暮らす皆様に支えていただく必要があると感じている。

ただし、住まいがあっても孤立してしまい社会での居場所がなく、残念ながら再犯となってしまう方もいるので、地域との繋がり、人と繋がりがいかにできるかが犯罪防止の鍵になるのではないかと感じている。公的機関の支援だけでなく、地域のインフォーマルな基盤も必要であると考えている。

(委員)

社会福祉協議会では、まず「1. 就労・住居の確保等」の生活困窮者自立支援制度について、自立相談支援、就労準備支援については、鶴岡市からの委託により社会福祉協議会が実施をしている。

自立相談支援は、市役所福祉課の事務室において「くらしステーション」としておもに生活に困窮する方の支援を行っている。無職の方で就労による生活の安定を目指す為にとということで、ご本人の事情に合わせて就労支援も行っている。中には犯罪歴のある方の相談もあり、ご本人の犯罪歴や特性を十分に理解して調整をしている。

また支援にあたっては、関係機関から関わってこられた方の情報提供や協議を十分にしていける必要があると感じている。

居住支援協議会住宅紹介についても、家賃が払えなかったり、仕事の都合で転居せざるを得ない方のエントリーをしている状況であるが、犯罪歴のある方が契約する際の課題としては、保証協会との契約が可能かということ、契約時にその緊急連絡先や連帯保証人が必要な場合もあるので、依頼できる関係者がいるかということも課題となる。

「6. 再犯防止に向けた基盤の整備等」については、検察庁鶴岡支部のケア会議、地域生活定着支援センターの合同支援会議に出席し、その後の支援ということで、定期的な訪問活動も行っている。また地域の交流事業などにつなげるために本人に促しているが、中々その地域の交流活動には行きたくないという人が多い印象がある。

(委員)

地域包括支援センターとしては、高齢者の相談対応が多く、病気、障害や、経済面での困窮が生活の困難に直結することが想定されるが、その都度ご本人の事情・状態に合わせて、福祉介護サービスの利用調整などを行って、生活基盤の立て直しを図っている。

これまでの経過でも、地域生活定着支援センターからの連絡で、刑務所入所中に長期間家を空けたため居住環境の改善から始まり、経済的な部分に対しては社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業での金銭管理、また介護事業所とも連携をしながら、生活を立て直していったケースもあった。

ただ、そうした方が地元に戻ると、周りの地域の方の目が非常に厳しく、暮らしづらさを話す方もいる。関係機関が関わっていることが、一つの安心材料にもなっているのではと思うので、今後とも「2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等」「6. 再犯防止に向けた基盤の

の整備等」の部分で、他の関係団体等と連携して支援していきたい。

(委員)

民生児童委員は再犯防止の対象になる方への直接の支援や直結する活動を行っていないが、地域住民として例えば単身高齢者であること、生活困窮が心配されることなどにより見守り支援を行うことが考えられる。民生児童委員は、再犯防止の対象者かどうかは通常知り得ないので、関係機関につなぐ役目に徹しているが、こうした配慮すべき背景がある方の場合、福祉サービスなどにどのようにつなげばよいのか民生児童委員として難しい課題であると感じている。

(委員長)

本日委員の皆様からいただいたご意見は、12月の次回会議に向けて、具体的な施策案を作成するにあたって大変参考になるものだと思う。

最後に私からも現状と課題について述べさせていただきます。

保護司会の役割は、非行をおこされた方の立ち直りを支援する、併せて未然に防ぐというような活動もある。

年3回ほど保護司会で実施する研修会には、指導機関として保護観察所から講師においでいただき、保護司の識見と資質の向上に努めている。

また、鶴岡田川地区保護司会は11分会あり、鶴岡市内に9つ、あと庄内町と三川町に1つの分会があり、広報や総務、犯罪予防部会といった、5つの部会にも所属し活動している。

現状としては、就労の定年延長や再任用制度により、今までは退職された方が保護司として活動していただけないか相談することができたが、近年は定年後も引き続き就労したいという理由などから引き受けていただける方が減っており、公のために力を尽くすという意識が希薄になっている方がおられるように思う。こうした覚悟という部分が課題かと思う。

最近では定数を割り込んでいる状況もあり、課題であると考えている。

あとは、働いて自立してもらうための支援を行っていかねなければならない。委員の皆さんのご意見を聞いて、求人広告を見たり、ハローワークに相談するよう促すだけではなく、具体的に支援のためのツールを学んで、本来の役割を推進していかねなければならないと、改めて認識した。

(委員)

本日のご意見の中で安心して相談できる場所という話があった。「こういったときは、〇〇へ相談」というような簡潔明瞭な記載にして、刑務所を出所する当事者やその家族、支援者にもわかりやすい計画になると良いと思う。

また、何をどこに相談してよいかわからない、というときには市役所に連絡が来ることが多いと思うので、困ったときに真っ先にこの部署に連絡すれば相談にのってくれる、つないでくれるという体制づくりも重要だと思う。

栃木県の再犯防止推進計画の中に「更生意欲の醸成」という項目があり、当事者が更生意欲や反省を深めるということにもスポットを当てており、その中には当事者の家族を交えて支援をするというものがあり、今回の検察庁から発表された取組みにもそうしたものがあつたと思う。薬物依存者への支援であったり、他県の某機関が行った事例で、万引きした少年を集めた講習会では協力事業主に参加してもらい被害を受ける側の気持ちを語ってもらうという取組みのように、当事者とその家族を交えた支援について（自治体として）検討する余地もあると思われる。支援の内容ごとに今回の項目立ての中で言えばどこに位置づけられるか整理していくと良いと思う。

5. その他

(事務局)

本日いただいた現状・課題を、計画の素案に盛り込んで、作成を進めさせていただく。12月

に予定している次回の会議で提案させていただく予定。

6 閉 会